



議事日程 平成24年12月7日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 町長の行政報告  
日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第52号～議案第60号)  
(議案第61号～議案第63号)

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成24年第4回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

まず最初に、皆さんの中で風邪を引いておられる方も何人かいらっしゃいますので、マスクの着用を許可します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番橋本重雄君及び4番碓勝征君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月14日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

## ○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

## ○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成24年第4回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席賜り、心からお礼を申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課。

総務課関係では、11月3日に自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、功労表彰1名、感謝状贈呈2名、善行表彰2名の方々が受賞されました。町議会議員の皆様にも御臨席賜り、厚く御礼を申し上げます。

交通安全関係では、11月15日に交通指導員と交通安全協会役員合同で、町内の危険箇所点検を実施いたしました。また、11月28日には交通安全協会主催による運転免許保持者講習会が開催されました。

消防関係では、11月11日に大字堤地区内におきまして防災訓練を計画していましたが、前日の午後から雨となり、当日の朝も降り続けていましたので、防災訓練は延期することに決定し、当日は秋の火災予防パレードだけ実施しました。

昨年に引き続き、今年度も中学校模擬議会が11月15日に開会されました。大川議長様初め議員の皆様方、また、中学校の先生方の御尽力に感謝申し上げます。登壇されました中学生議員の皆さんは、よく上峰町のことを勉強されていて感心させられました。中学生議員が発言された意見や要望についても真摯に受けとめ、実現できるよう努力してまいります。

選挙関係については、11月16日に衆議院が解散され、12月16日に選挙が執行されることになりました。現在、本町の選挙管理委員会でも、庁舎2階の会議室において期日前投票所が開設されています。

企画課。

1. 企画係。企画係では、総合計画の関連で、上峰まちづくりプラン（第4次総合計画）を周知するために、概要版（A4判20ページ）を作成し、10月26日に町内の全戸に配布いたしました。

国際交流では、10月9日に国際交流推進委員会を開催し、会議の中で、驪州郡青少年訪問団として韓国での交流を行った上峰中学校生徒の皆さんより詳しい活動報告がありました。

「大変いい経験ができました」「今後も交流を深めていきたい」という発表で、大変充実した驪州郡訪問となったことがうかがえました。

都市公園管理では、鎮西山の樹木剪定、下草除草等の維持管理業務を行いました。ことしはスズメバチの活動が盛んで、頂上と南側の2カ所のあずまや天井に巣を発見しましたので、撤去しました。

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会では、9月6日の第7回委員会から10月24日の第12回検討会まで月3回のペースで会議等を行い、検討委員会による報告書ができ上がりました。

平成25年度以降の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業計画の検討を行うため、各課の事業予定を10月31日までの期限で提出していただき、11月5日の企画課ヒアリングを経て5カ年計画を取りまとめました。

統計調査では、10月1日を基準日として就業構造基本調査を実施しました。この調査は、我が国の就業構造を明らかにし、国や自治体における雇用政策、経済政策などに役立てることを目的に5年ごとに実施しています。今回の調査では、6名の調査員の方々を初め、町内からランダムに抽出された90世帯の皆様の御協力により、円滑に調査を実施することができました。この場をかりて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

2. 財政係。財政係では、施設管理の面で、多目的集会所グラウンド内の樹木伐採、トイレ修繕、ネット張りかえ等を、御陵公園は第2期作業としての樹木伐採等を、堀川跡地は樹木伐採くず等の搬出、整備を、庁舎は9月19日にツバキの毛虫の駆除を行いました。また、庁舎屋根ほか外部改修につきましては、9月から工事に着手し、11月に完了検査を行いました。これでゲリラ豪雨や台風にも雨漏りの心配がなくなりました。

庁舎の防火訓練として、11月14日に、実際に119番通報を行う通報訓練を、1階税務課付近で出火したという想定で行いました。

予算関係では、10月上旬に平成25年度当初予算編成要領を策定し、10月15日に課長会で周知を図りました。また、12月補正予算の要求期限を10月26日に設定し、その後、10月31日に企画課査定、11月14日に私の査定を行い、編成をいたしました。

交付税関係では、普通交付税及び特別交付税関係資料を作成し、県のヒアリングを受けました。中期財政計画では、9月から作成に向けての準備に入り、現在作業を進めております。そのほかには、特例公債法案が11月16日の法案成立により、11月19日に満額交付されました。

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の事務局業務といたしまして、10月25日に緑地全体の現地踏査を行った上で幹事会を開催しました。会議では、進出企業により意見聴取の結果報告、施設の改善に向けた5カ年計画の策定協議等を行いました。町内管理区域では、運動公園の階段手すりの塗装、取りかえ及び防護フェンスの張りかえ等を行っています。

住民課。

1. 窓口係。10月末現在の人口は9,542人、昨年の同時期と比較しますと29人の増、世帯数では3,297世帯で62世帯の増となっております。

また、平成24年6月1日付で戸籍電算化業務の委託契約を締結し、戸籍の改製（コンピュ

ーター化) 作業を進めており、戸籍及び付票のデータ作成に着手し、事業完了を平成26年5月末日と見込んでいるところです。現在、国においては、東日本大震災における被災状況を踏まえ、戸籍の正本と副本の同時滅失を防止するため、戸籍副本データ管理システムの構築が計画されているところです。同システムでは、戸籍事務がコンピューター化された市町から総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用してデータを提供することとされており、来年度以降、別途戸籍システムの改修等の経費負担が必要となる見込みです。

戸籍事務の電算化により、安全な管理、証明発行時間の短縮、読みやすさ等の面で飛躍的な住民サービスの向上が図られるものと考えているところであります。

今後も、個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、なお一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

2. 子育て支援係。児童手当につきましては、10月10日水曜日に10月定期払い(6月~9月分)として738名の受給者への支払いを行いました。今後も申請漏れがないよう、広報紙等で呼びかけに努めてまいります。

保育事業については、10月末日現在、ひかり保育園78名、ひよこ保育園かみみね121名、広域保育37名、計236名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。

なお、新年度の入所申し込みの受け付けを11月から始めており、12月28日までの期間と定めて広報紙等でお知らせをしております。

3. 環境係。9月18日から10月17日まで不法投棄防止強化月間により、各地区の掲示板に不法投棄防止ポスターの掲示を区長各位に依頼し、また、職員で巡回監視活動を実施し、パトロールを強化しました。特に、生活ごみやポイ捨てごみ、粗大ごみの回収を行い、「不法投棄禁止」看板を21カ所に設置しました。

10月3日、第1回鳥栖・三養基西部環境施設組合ごみ処理施設建設あり方検討委員会が開催されました。目的は、平成13年7月26日に旧中原町香田地区との間に締結した鳥栖・三養基西部環境施設組合が設置するごみ処理施設に関する基本協定書第4条第1項ただし書きで、「(使用開始から)15年以内(平成30年度までに)に次期のごみ処理施設建設地を明確にする。」と規定されております。平成16年度から使用開始して9年目となり、残り6年余りのうちに次期建設地を明確にしなければならないため検討を行うものです。現在、委員会の円滑な進行のため幹事会を設置して、研修、検討を行っております。

11月29日、上峰町環境審議会を開催しました。主な審議内容は、吉野ヶ里町環境審議会より依頼を受けました昭和54年以降、佐賀東部中核工業団地内21企業の進出に伴う環境保全協定及び公害防止基準書の制度改正に伴う見直しでありました。

生活環境につきましては、11月5日、6日の2日間に井戸水の水質検査を希望される家庭を対象に受け付けを行い、46件の申し込みがありました。検査結果につきましては、各世帯に郵送しております。

続いて、健康福祉課でございます。

1. 健康増進係。国保特定健診について、6月及び7月の集団健診の受診者数は594名でしたが、その後、個別健診の勧奨等を行い、18名の方が受診されております。今後も生活習慣病の予防及び医療費の抑制等のため、健診の受診勧奨と保健指導を行っていききたいと思っております。

生後4カ月までの全戸訪問事業を55名の赤ちゃんに実施しております。子育て支援を行い、少子化対策と小児虐待対策に努めていきたいと思っております。

生ポリオワクチンの予防接種が9月より不活化ポリオワクチンになり、11月からは不活化ポリオワクチンが今までの3種混合ワクチンに含まれ4種混合ワクチンになり、対象者が混乱しないように広報紙や個別通知により周知を図っております。

2. 保険年金係。国民健康保険被保険者数は、平成24年度当初より9月末までの増減につきまして、転入・社保離脱等で233名の増、転出・社保加入等で197名の減となり、合計で36名増加し、9月現在で1,941名になっております。

なお、9月末現在での短期被保険者証交付件数は、43世帯97名であります。

また、後期高齢者医療被保険者数は、平成24年度当初より9月末までに9名増加して、9月末現在で1,062名となっております。

3. 福祉介護係。社会福祉関係では、生活保護の役場での相談が今年4月から10月までに14世帯24人あり、そのうち10世帯18人認定がありました。

なお、平成23年度末での生活保護世帯は28世帯42名であり、平成24年10月末現在で37世帯56人になっています。

高齢者福祉関係では、9月16日日曜日に町民センターで上峰町敬老会を開催し、約200名の出席がありました。敬老会では、町金婚祝12組、内閣総理大臣の百歳祝6名及び町の最高齢祝104歳の方々を披露し、お祝いをいたしました。また、今年度は2人の歌謡ショーのほかに、「かしまんにわか一座 はっぴいかむかむ」による演劇をしていただきました。

当日、来賓として御臨席いただきました議員の皆様、区長の皆様、ほか多数の来賓の皆様、また、受付のお世話をさせていただきました民生児童委員の皆様、お抹茶サービスを提供していただきました皆様、まことにありがとうございました。

長寿祝い金を9月19日から21日に庁舎内で支給しました。白寿（満99歳）祝として35千円を6名、米寿（満88歳）祝として25千円を30名、喜寿（満77歳）祝として15千円を73名、古希（満70歳）祝として8千円を92名に支給しました。

のらんかいバスの利用料を、9月中は65歳以上の方を無料にし、603名の方が利用されました。なお、前年同月の利用者は594名でありました。

税務課。

1. 課税係。平成24年度10月末現在の町税額について、7月末現在（前回報告）と比較し

て52,843千円増の1,222,667千円となっております。

個人町民税額は386,005千円で、前回報告額と比較して1,974千円の増額となっております。確定申告内容の見直し（修正申告）等により増額となっております。

法人町民税の収入額は74,802千円で、前回報告額と比較して33,460千円の増額となっております。しかしながら、前年同期と比較すると19,351千円（前年同期94,153千円）の減額となっており、一部企業の業績の落ち込みが影響しているようで、昨年度よりは減収が予想されます。昨今の日中関係や景気の動向、金融緩和によりどのように推移していくのか、今後の申告状況に注視していきたいと思っております。

固定資産税額は700,823千円で、前回報告額と比較して750千円の増額となっております。未申告であった償却資産申告の追徴課税により増額となっております。

軽自動車税額は21,816千円で、前回報告額と変わりません。

たばこ税額は38,672千円で、前回報告額と比較して16,453千円の増額となっておりますが、前年同期と比較すると2,525千円（前年同期41,197千円）の減額となっており、一昨年の税率上昇による喫煙者の減少が税収減に影響したものと思われま。

入湯税の収入額は549千円で、前回報告額と比較して208千円の増額となっております。前年同期と比較すると41千円（前年同期590千円）の減額となっており、近年、入湯税の減少を如実にあらわす結果となっております。

課税に関しましては、個人住民税を給料から天引き（特別徴収）されていない事業所に対して、法律どおりに給料から天引きするように通知書を送付し、平成25年度からの実施を強く促しました。

また、固定資産評価関係については、佐賀県が発表した今年度の基準地公示価格が、住宅地で5.2%、商業地域で4.2%下落しておりますので、来年度の時点修正に向けて不動産鑑定士に調査依頼をお願いすべく、今回予算をお願いしています。

年末年始にかけては、確定申告の準備に取りかかるとともに、今後とも課税の適正化に努めてまいりたいと考えております。

2. 収納係。平成24年10月末現在の現年課税分収納率は、個人町民税56.4%（前年同期56.7%）、法人町民税99.4%（前年同期98.8%）、固定資産税65.3%（前年同期66.6%）、軽自動車税96.7%（前年同期95.3%）となっております。全体では63.9%（前年同期64.5%）で前年比0.6%の減、うち滞納繰越分は18.3%（前年同期13.2%）で前年比5.1%の増加となっております。

徴収対策では、軽自動車税関係で、9月に滞納者129人に催告兼タイヤロック予告書を出して納期内納付を強く促し、収納の効果を上げました。また、滞納整理機構の構成市町における取り組みとして、給与差し押さえ予告通知を9件発送しました。全ての方が連絡され、納税相談の上、誓約とともに納付をされております。

10月24日には、現年課税及び滞納繰越分合わせて249名に一斉催告書を発送しました。連絡された方や分納者以外の方は現在折衝中であり、連絡がない方については引き続き財産調査を行い、今後も今までの経験をもとに随時、勤務先、金融機関、自宅、事業所等への財産調査を行い、財産が見つければ差し押さえをして、滞納金への充当を行っていきたいと考えております。

また、私も11月2日に佐賀市で開催されました「地方税収トップセミナー」に参加しまして、徴収強化の体制づくりと滞納整理推進を研さんいたしました。

さらに、11月5日から6日にかけて、篠塚三郎先生に来庁いただき、滞納者事例15人の指導効果の検証をしてもらいました。先生の指導、助言のもとに、大口滞納者の納税に結びつけることもできますし、12月は給与やボーナス時期でありますので、機構の構成市町が一斉に差し押さえを実施するようにしております。

最後に、今年も佐賀県緊急雇用創出事業により、10月から半年間1名雇用し、徴収台帳の整理等を行い、効率的な滞納整理に取り組んでおります。年末にかけて広報車での周知活動等を行い、徴収対策になお一層努めてまいりたいと考えております。

続いて、振興課でございます。

1. 建設係。ことしの7月13日から14日にかけての集中豪雨による鳥越川右岸及び耕地整理ため池の余水吐き並びに下流護岸の災害につきましては、それぞれ国の査定を受けて災害復旧事業予算を今議会をお願いしているところです。

請負工事につきましては、町道中村中央線等舗装補修工事が完了し、竣工検査をいたしました。また、発注工事につきましては、切通住宅及び下津毛団地内の側溝改修工事並びに社会资本整備総合交付金事業町道堤2号線の道路舗装工事の発注を行いました。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の町道米多坊所線歩道工事及び寺家一地区の水路しゅんせつ工事につきましては、年内発注を行っていきます。

2. 管理係。今年度の住宅リフォーム緊急助成事業につきましては、前期36戸6,711千円を支出しており、後期第1期分としまして55戸10,122千円の交付を決定しております。また、後期の第2期分としては、12月4日から18日までの期間に27戸程度を募集しております。これが今年度の最終の募集となります。

農業集落排水事業坊所地区機能強化事業につきましては、今年度予算の発注状況としまして、既設処理場内の汚泥引き抜きポンプと曝気攪拌装置のオーバーホールを発注いたしております。今後の計画につきましては、国の予備費の中から県より70,000千円の提示があっておりますので、今議会でも補正予算をお願いし、今年度の予算残額と合わせた額で処理施設の増設分の発注に取りかかってまいりたいと思います。

3. 産業商工係。有害鳥獣被害につきましては、猟友会三養基支部に委託し、イノシシ7頭、アライグマ3頭、ドバト25羽、カラス1羽を駆除いたしました。さらに、鳥獣被害防止

対策事業により、17戸4ヘクタールにつきまして、ワイヤメッシュ等の防護柵の整備を行い、昨年度と合わせて17ヘクタールの田畑に被害防止の整備を行っております。

米麦大豆の生産性及び食料自給率の向上を目指して取り組んでおります「新地下水位制御システム（フォアス）」の整備につきまして、135ヘクタールの圃場の工事が始まりました。農作物への適正な地下水位の制御により、高品質、高収量を実現するとともに、農作業の効率化に寄与するものと期待しております。さらに、残りの232ヘクタールにつきましても、来年度事業に向けての予算づけを要望しているところです。

未整備のクリークにつきましては、県営クリーク防災機能保全対策事業の平成25年度採択に向けての計画書作成を行っております。今後は地区説明会を行い、受益者への御理解に努めてまいります。また、本年度におきましては、県営クリーク防災緊急応急対策事業の対象となります町道に隣接する未整備クリークのり面1,180メートルについて、県のほうで木柵工による整備を行っていただいております。

続きまして、教育課でございます。

小・中学校では、児童・生徒が学習、生活、学校行事、部活動と各場面で積極的に活動できる秋が訪れ、精いっぱい頑張っています。

中学校では9月8日に体育大会を開催しました。台風の影響でプログラムの変更を余儀なくされましたが、多数の保護者、来賓の出席のもと、「三つ巴の戦い 上中夏の陣」をスローガンに元気に競い合い、演技をすることができました。

9月28日には、吉野ヶ里歴史公園で三神地区中体連駅伝大会が開催され、上峰中学校は、女子チームが準優勝をして県大会へと駒を進めました。11月9日に開催された県大会では、惜しくも入賞は逃しましたが、立派に健闘されました。

10月17日には、三養基地区中体連新人大会が郡内各地で開催されました。上峰中学校は、サッカー、バスケットボール、ソフトテニスで優勝、卓球男子・女子、軟式野球で準優勝など好成績をおさめました。

10月19日には、今年度2回目のオープンスクールを実施しました。1日のみの開催でありましたが、100名を超える保護者、地域の方々に参観していただきました。参観者からの感想では、「発言は声が大きく、活気があってよかった」「授業態度がよかった」などのお褒めの言葉をいただきました。今回、オープンスクールに足を運んでいただいた保護者、地域の皆様に御礼を申し上げます。

10月26日には、三養基地区中学校英語暗唱大会が開催され、上峰中は3年生の部で優勝、3位、2年生の部で優勝、準優勝と好成績をおさめ、それぞれの優勝者が県大会への出場を決めました。

11月2日には、上峰中学校が県教育長表彰を受賞しました。この賞は、平成24年2月に毎日新聞社主催の「青少年読書感想文全国コンクール」において読書感想文推進大賞を受賞し

たことを受けて、県教育長表彰受賞に至りました。これは毎日の朝読の継続にて培った読書力で受賞できたもので、今後も続けてまいります。

11月15日には、議会の御協力を得まして、昨年に引き続き、中学校模擬議会を開催していただきました。中学生8人が議員となり、執行部への質問を行いました。生徒の感想は、「総合学習で学んだことを発表でき、なおかつ町執行部の方にも真剣に答弁をいただき、本当の議会のように感じた」と満足してもらえました。

小学校でも、9月30日に体育大会を実施いたしました。当日は肌寒い天候でしたが、たくさんの保護者、来賓の方々に出席いただき、競技、演技が繰り広げられました。

昨年からの試みとして、10月9日、11日、12日の3日間にかけて、中学校一日体験入学を中学校と協力して実施しました。これは昨今、町の中学校のほかに、私立中学校や中高一貫の県立中学校への進学が盛んになり、小学校での進路指導が必要になったからです。そこで、小学校6年生に地元中学校を理解することとともに、学習や生活の一端を体験しながら、中1ギャップの解消の一助になればと企画しました。体験授業では英語と数学を実施し、グループによる学習、中学3年生との交流を行い、6年生からは「楽しかった」「おもしろかった」などの好感触を得たところです。

10月18日、19日は修学旅行を実施しました。6年生は長崎市を訪問して原爆資料館を見学し、被爆者会館では当時の惨状について話を聞き、原爆落下中心地碑前で平和集会を開き、全校生徒で折った千羽鶴をささげて平和を祈りました。

10月25日には、来年の新就学予定児100名を対象に就学前健康診断を実施しました。内科、歯科、視力等の検査の後、制服等の採寸を行いました。

11月8日には、小学校パソコン教室のパソコンを入れかえるための入札を行いました。これにより、現在20台のパソコンが40台となり、1人1台を使用しての学習が行えるようになりました。2月からの利用に向けて現在準備をしています。

生涯学習課。

1. 生涯学習係。11月2日から4日まで、第27回町民文化祭を町民センターで開催いたしました。作品展示には、絵画、写真、書、生け花、編み物やアートフラワーなど、約890点の作品を展示いただき、いずれの作品も玄人はだしの力作で、観覧された皆様から驚きの声をいただいたところです。3日の演芸発表の部においては、38団体約605名の方々が熱演され、大盛況のうちに終了することができました。文化協会の今後ますますの御発展を御祈念申し上げます。

また、11月9日には、家庭教育支援事業講座として、NHK教育テレビ「みいつけた」で紹介される「おてて絵本」発案者の絵本作家、佐藤伸さんを迎え、トークショーを開催いたしました。当日は親子連れなど約100人の参加をいただき、自身の作品を読み聞かせ、「世の中に無駄なものはない、最後は誰かの役に立つ」と、作品に込めた思いも披露されました。

2. 生涯スポーツ係。町民体力づくり体育大会を10月7日に中央公園多目的広場にて実施いたしました。当日は晴天にも恵まれ、町民の皆様がスポーツに親しむことにおいて、大きな事故やけがなく行うことができまして喜んでいただいております。また、大会運営、競技役員並びに多くの町民の皆様には厚く御礼を申し上げます。

翌々週の20日と21日には第65回県民体育大会が、佐賀市、小城市、多久市を主会場として開催されました。本町からは、10競技15種目に選手、役員203名が参加されました。熱戦を繰り広げられた結果、ゲートボール競技がパート優勝を勝ち取られましたが、総合順位では劣勢を覆すことはできませんでした。しかしながら、参加競技全般にわたり、着実な成果を見出すことができたものと感じ得ることができました。役員の皆様並びに選手の皆様の今後の御活躍を御祈念申し上げます。

文化課。

埋蔵文化財関係では、さきの9月定例議会以降、西峰、寺家一、屋形原地区において3件の埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。また、10月24日から11月2日まで、三上地区、三上遺跡内において、個人住宅建設工事に伴う記録保存を目的とした本調査を1件実施しました。（調査面積100平米。奈良時代の建物跡の柱穴、溝跡などが検出され、土師器片、須恵器片などが出土）

民俗文化財関連では、米多浮立は非奉納年でしたが、10月20日、21日の両日、西の宮浮立が奉納され、10月21日には碓、中村、江迎の3地区の皆様によって、稚児舞が華やかに奉納されました。

図書館関係では、10月から生涯学習課主管事業、平成24年度家庭教育支援事業が開催されておりますが、図書館ではその一部を共催させていただき、「みんなで遊ぼ塾」として、3月までの間、ふるさと学館にて、親子が一緒になって楽しめるような8教室を実施してまいります。

また、平成24年度佐賀県自殺対策緊急強化基金事業として、健康福祉課において、「命の文庫」図書購入事業（購入予定図書143冊）が進められておりますが、購入後は図書館に蔵書として受け入れし、広く活用させていただきたいと考えております。

今後もこのような機会を捉え、より多くの町民の皆様にご利用していただくことで、親子で気軽に本を楽しむことができるように拡充を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これで町長の行政報告は終わりました。

#### 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

引き続きまして、議案の御提案をさせていただきます。

まず、議案第52号でございます。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成24年12月7日提出、上峰町長武廣勇平。

本議案は、11月16日に衆議院が解散され、12月16日に総選挙が執行されることになりました。衆議院議員総選挙に係る補正予算を専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第53号 上峰町暴力団排除条例の一部を改正する条例。

本議案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

平成24年12月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第54号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、健康保険法施行規則の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

平成24年12月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

引き続き、

---

議案第55号

平成24年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

平成24年度上峰町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,683,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

引き続き、

---

議案第56号

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,028,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続いて、

---

議案第57号

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続いて、

---

議案第58号

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年12月7日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明いたします。

引き続き、議案第59号 土地の取得について。

上峰町老人福祉センター用地の売買契約を次のとおり締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第60号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正及び現行の外国人登録法の廃止に伴う改正でございます。

平成24年12月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、9議案一括上程でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より9議案が一括上程されました。補足説明を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。それでは、私のほうから、議案第52号及び議案第55号につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度上峰町一般会計補正予算（専決第2号））を御説明いたします。

先ほど町長も申し上げましたが、第46回衆議院議員総選挙が実施されることになりまして、そのための選挙事務に必要な経費の予算を11月19日に専決をいたしました。選挙事務を円滑に行うために早期の予算が必要でございましたので、行ったものでございます。御承認をよ

ろしくお願いいたします。

それでは、予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

予算書をごらんいただきたいと思えます。

予算書を1枚めくっていただきまして、

---

平成24年度上峰町一般会計補正予算（専決第2号）

平成24年度上峰町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,632,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月19日 専 決  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。この表を読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額8,276千円、計313,072千円。

歳入合計、補正額8,276千円、計3,632,655千円。

次の3ページでございます。

歳出です。

款の2. 総務費、補正額8,276千円、計406,001千円。

歳出合計、補正額8,276千円、計3,632,655千円でございます。

続きまして、説明書をお願いいたしたいと思えます。

説明書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款の13. 国庫支出金、項の3. 国庫委託金、目の1. 総務費委託金、節の2. 衆議院議員選挙委託金8,276千円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出です。

款の2. 総務費、項の4. 選挙費、目の5. 衆議院議員選挙費、節の3. 職員手当等3,247千円。このうち、時間外手当といたしまして3,097千円ということで、選挙事務に当たりまず職員の時間外手当として計上をいたしております。

それから、主なものとしたしましては、もう1つ、表の一番下ですが、節の18. 備品購入費2,310千円、国民審査読取分類機でございます。この分類機を購入する予定にいたしております。

以上で議案第52号の御説明を終わります。

続きまして、議案第55号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第4号）を御説明申し上げます。

予算書をごらんいただきたいというふうに思います。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入からでございますが、表の左側から、款、それから補正額、計というふうに左側のほうから右側のほうに読み上げてまいります。

款の1. 町税、補正額27,922千円、計1,273,295千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額731千円、計65,968千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額180千円、計65,614千円。

款の13. 国庫支出金、補正額6,626千円、計319,698千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額46千円、計5,821千円。

款の15. 県支出金、補正額9,631千円、計315,441千円。

款の17. 寄附金、補正額1,000千円、計1,431千円。

次、3ページでございます。

款の20. 諸収入、補正額5,203千円、計54,706千円。

歳入合計、補正額51,339千円、計3,683,994千円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、補正額△25千円、計80,146千円。

款の2. 総務費、補正額16,563千円、計422,564千円。

款の3. 民生費、補正額18,134千円、計1,053,916千円。

款の4. 衛生費、補正額7,859千円、計551,760千円。

款の6. 農林水産業費、補正額1,672千円、計376,455千円。

款の8. 土木費、補正額772千円、計135,029千円。

款の9. 消防費、補正額541千円、計の160,524千円。

次に、5ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、補正額1,595千円、計の340,592千円。

款の11. 災害復旧費、補正額7,200千円、計11,220千円。

款の12. 公債費、補正額△の2,972千円、計511,284千円。

歳出合計、補正額51,339千円、計3,683,994千円でございます。

それでは、説明書によりまして内容を御説明いたします。

まず、説明書の3ページをお願いいたしたいと思います。

歳入でございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の1. 個人、節の1. 現年課税9,727千円でございます。これにつきましては、当初予算編成時に370,000千円というふうに予測をしておりました個人町民税調定額が380,000千円になったということに伴いまして追加をいたしております。

続きまして、すぐ下のほうですが、同じ款の1. 町税、項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の1. 現年課税17,788千円でございます。これにつきましては、当初予算の編成時に670,000千円というふうに予測をしておりました固定資産税調定額が690,000千円になったということに伴いまして追加をいたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページの上の表のほうですが、款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の3. 災害復旧費負担金、節の1. 農林災害復旧費負担金4,392千円でございます。これにつきましては、耕地整理ため池の災害復旧工事に伴う県負担金でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページ、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入5,202千円、このうち、説明書きの一番上のほうですが、可燃物袋不燃物袋代3,024千円でございますが、これにつきましては、当初予算の編成時に月に2万枚という予測をしておりました可燃ごみ袋大——可燃ごみ袋の大きいほうの、大の販売枚数が月2万枚の予測を超えまして、月に2万7,000枚の販売ということで増加傾向で推移をしておりますので、歳入のほうを追加いたしております。

続きまして、歳出に入ってまいります。9ページをお願いいたします。

歳出の款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の19. 負担金、補助及び交付金、△の6,528千円、このうち、説明書きの上から3番目でございますが、市町村職員共済組合追加費用△の6,614千円でございますが、これにつきましては、当初予算に22,490千円の追加負担ということで計上をいたしておりましたが、実際には15,876千円の負担ということになりましたので、不用額を減額いたしております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金7,515千円でございます。これによる、この積み立てによります本年度末の財政調整基金の基金額というものは、245,000千円というものを予定いたしております。

続きまして、すぐ下の目の9. 減債基金費、節の25. 積立金10,000千円、この10,000千円の積み立てによります本年度末の基金の積立額は50,000千円を予定いたしております。

続きまして、すぐその下の目の13でございます。節の15. 工事請負費4,200千円、このうち、説明書きの下のほうですが、御陵公園フェンス等工事3,000千円でございます。御陵公園に関しましては、今現在フェンスがございますが、このフェンスの老朽化というものがひどいということがこれまでの整備の関係で明らかになってまいりましたので、安全面、美観的なことを検討いたしまして、フェンスの張りかえというものをを行うための予算をお願いするというものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費9,483千円でございますが、説明書きのうち、上から2つ目の更生医療給付費3,100千円でございます。これにつきましては、今後の、この更生医療の支払いというものの増加が見込まれるということで追加をお願いいたしております。

それから、その説明書きの一番下のほうですが、介護・訓練等給付費5,308千円でございます。これにつきましては、当初予算の介護・訓練等給付費110,500千円というものにしてありますが、これは障害福祉サービス費108,000千円、それから事業運営安定化事業2,400千円、移行時運営安定化事業100千円、この3つで構成をされております。今回は、このうちの障害福祉サービス費につきまして、当初予算の編成時に月額9,000千円ということで予測をしておりました給付費でございますが、これが現状では月額9,440千円程度ということで、増加傾向で推移をしておりますので、追加をお願いいたしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページ下の表ですが、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の20. 扶助費、金額4,031千円でございます。これにつきましては、当初の予算編成時には、前年度の実績から、ひかり保育園、それからひよこ保育園、それから広域保育の合計の保育児童が月に230人程度ということで予測をしておりましたが、現状では月に240人を超えておりますので、増加傾向で推移しております運営費の支払いのために追加をお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

下の表で款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の3. 母子衛生費、節の20. 扶助費4,046千円でございます。この子どもの医療費助成でございますけれども、この医療費助成のうち、当初の予定をしておりましたものよりも就学前児童の子供さんの医療費の支出というものが増加傾向でありますので、追加をお願いするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページの下の方でございます。

款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費、節の15. 工事請負費6,000千円でございます。これにつきましては、本年7月の九州北部豪

雨によりまして耕地整理ため池の余水吐き及び下流護岸が壊れてしまいましたので、災害復旧工事として施工するための予算でございます。

それでは最後に、23ページをお願いいたします。

款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の2. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料△の3,161千円でございます。これにつきましては、当初予算の編成時に、平成23年度に借入れをする臨時財政対策債の設定というものを借入額が243,285千円、借入利率が2.0%ということで考えておりましたが、実際には、借入金額、それから借入利率ともに小さくなったということで、償還利子が2,200千円ほど減額というふうになりました。

また、平成24年度中に、旧公営企業金融公庫借入れのうち、時期が到来した借入れのみの利率見直しというものが行われましたので、そのことにより償還利子が961千円ほど減額になりました。

以上で議案第52号及び議案第55号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認をよろしくお願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに補足説明を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

皆様おはようございます。私のほうから、議案第53号 上峰町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、今回の改正につきましては、条例第2条第1項第8号に関するものでございます。この第8号中に、「法第32条の2第1項」とありますのを「法第32条の3第1項」に改めるものでございます。

この法と申しますと、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のことでございまして、今回、この法律の改正につきましては、市民生活に対する危険を防止するための規定の整備、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差しとめ請求制度の導入、それに、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化、暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備、以上のことを規定するために改正するものでございまして、この目的によりまして、現行の条例の第2条第1項第8号に記載する「法第32条の2第1項」につきましては、都道府県暴力追放運動推進センターということを指しております。しかし、「法第32条の2」には、新たな条文が入りまして、これまでの条文が1条繰り下がったこととなります。よって、整合性を持たせるために今回この改正を行うものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに補足説明を求めます。

## ○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第54号、第56号、第57号、第59号、第60号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第54号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をします。

この改正は、健康保険法施行規則の改正によりまして、限度額認定書の提示により高額療養費分の支払いが不要になり、自己負担限度額までの支払いとなったことを受けての改正でございます。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。

まず、定義の第5条、社会保険各法に適用する内容を削除しまして、貸付対象者、第6条の第1項中で、「内に住所を有するもので国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法の規定による被扶養者」を「国民健康保険の被保険者」に改めまして、これを第5条とし、この貸し付けの対象者を「国民健康保険の被保険者」としております。

次に、貸付金額、第7条第1項中のところなんですけれども、「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」のを加えまして、「及び社会保険各法」を削りまして、これを第6条としております。

裏面をお願いします。

貸付条件の第8条第1項第2号中の「3ヶ月以内」というのを「高額療養費の支給を受ける日まで」に改めて第7条とし、貸付けの不適格条項、第10条の第1項第1号を「その療養者が国民健康保険法第60条、第61条及び第64条に定める傷病者である者」、同第2号「上峰町税及び国民健康保険税を滞納している者」を削除しまして第10条を第9条とし、この貸付けを受けようとする者が、「法第60条、第61条及び第64条に定める傷病で療養する場合は」この貸付けをしないというのに改めまして、ここで、税の滞納者も貸し付けができることとしております。このことは、国保税の滞納者には限度額認定書が発行できないために入院時の相談が増加しており、被保険者にとっては大きな影響があるためでございます。

なお、附則で、施行期日として、この条例は平成25年1月1日から施行するというもので、経過措置として、この条例の施行日前に行われました高額療養費資金貸付けにつきましては、なお従前の例によるという内容の改正でございます。

なお、この条例改正に伴いまして、規則の一部改正もする必要があります。

上峰町高額療養費資金貸付規則の一部を改正する規則の新旧対照表をごらんください。

この中で、改正の主な内容としましては、貸付けの申請で第2条第1項中の「地区民生委員を通じ町内に居住する連帯保証人1人をたて借入申請書」というのを削除しまして、貸付の決定、第3条第3項で「前項の規定により資金の貸付けを決定された者は、高額療養費資

金借用書（様式第3号）及び委任状（様式第5号）を会長に提出しなければならない。」とし、第4条を償還手続、「会長は、高額療養費を代理受領したときは、受領した金額を貸付金の償還に充当するものとする。この場合において、代理受領した金額と貸付金に差額があるときは、速やかに精算を行い、上峰町高額療養費貸付金精算通知書（様式第6号）により借受人に通知する。」に改正をし、この項で必ず償還をしてもらうようになっております。

裏面をごらんください。

そこで、借受人の届出義務なんですけれども、第5条「借受人又は保証人について」というのを「資金の貸付けを受けた者又は相続人は、」に改め、報告で第7条を加えております。

なお、規則の改正に伴いまして、各様式第1号から第4号を改めまして、第5号、第6号を追加しております。

以上で議案第54号の説明を終わります。

次に、議案第56号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目、2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

款の4. 国庫支出金、補正額335千円、計203,324千円。

款の7. 県支出金、補正額73千円、計の53,090千円。

款の10. 繰入金、補正額2,077千円、計36,358千円。

歳入合計、補正額2,485千円、計1,028,594千円となっております。

裏面3ページをお願いします。

歳出。

款の2. 保険給付費、補正額820千円、計647,972千円。

款の12. 予備費、補正額1,665千円、計76,629千円。

歳出合計、補正額2,485千円、計1,028,594千円となっております。

次に、説明書により説明をします。

2枚目をめくっていただきまして、3ページをお願いします。

歳入で、款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分262千円及び下のほう、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金73千円とその下、款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金73千円の補正につきましては、歳出のほうで一般被保険者療養費の増額補正820千円に対する歳入の補正でございます。

裏面の4ページをお願いします。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、補正額2,077千円につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入

金の額の確定したことによります補正でございます。

5 ページをお願いします。

歳出で、款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の3. 一般被保険者療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金の補正につきましては、当初、月50千円で計画をしておりましてけれども、一月平均が613千円ほどかかっておりますので、今後の見込みによりまして820千円の補正でございます。

款の12、項の1、目の1. 予備費1,665千円の補正でございます。

以上で議案第56号の補足説明を終わります。

次に、議案第57号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

3 枚目、2 ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の5. 諸収入、補正額1千円、計の367千円。

歳入合計、補正額1千円、計の91,545千円となっております。

裏面3 ページをお願いします。

歳出。

款の1. 総務費、補正額30千円、計の466千円。

款の5. 予備費、補正額、マイナスの29千円、計の68千円。

歳出合計、補正額1千円、計の91,545千円となっております。

それでは、説明書により説明をいたします。

2 枚めくっていただきまして、3 ページをお願いします。

歳入で、款の5. 諸収入、項の1. 預金利子、目の1. 預金利子、節の1の預金利子の補正につきましては、後期高齢者の分で預金利子が発生したことによります補正でございます。

裏面4 ページをお願いします。

歳出の款の1. 総務費、項の1の総務管理費、目1. 一般管理費、節の12. 役務費及び項の2の徴収費の目の1の徴収費、節の12の役務費の補正につきましては、後納郵便等の今後の郵送料等の不足分での補正でございます。

款の5、項の1、目の1の予備費につきましては、マイナスの29千円の補正でございます。

以上で第57号の補足説明を終わります。

次に、議案第59号 土地の取得についての補足説明をいたします。

まず、この土地につきましては、2筆あります。1つが、所在地、大字前牟田字東前牟田107番地の1、地目が宅地、地積が1,534.84平米、2つ目が、所在地、大字前牟田字東前牟田107番地の2、地目が宅地、地積4,470.2平米でございます。

2、取得方法、売買契約書によります。

3、取得金額116,169,060円。

4、契約の相手方、住所、三養基郡上峰町大字坊所383番地1。氏名、三養基西部土地開発公社理事長、武廣勇平。

以上で議案第59号の補足説明を終わります。

次に、議案第60号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての補足説明をします。

この議案は、住民基本台帳の一部改正及び現行の外国人登録法が廃止になることに伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、構成市町の議決が必要であるための議案でございます。

別紙の佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約での新旧対照表をごらんください。

その中で、別表第2の備考中の「及び外国人登録原票」を削りまして、附則で、この規約は、平成25年4月1日から施行するという内容でございます。

以上で議案第54号、56号、57号、59号、60号の5議案の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議の上、承認してくださるようお願いをいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、議案第58号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

款の2の使用料及び手数料、項の1の使用料、補正額1,000千円、計の128,500千円でございます。

続きまして、款の3の県支出金、項の県補助金、補正額35,000千円、計の52,475千円でございます。

款の5の繰入金、項の繰入金、補正額2,863千円、計の275,609千円でございます。

款の7の諸収入、項の2の雑入、補正額667千円、計の668千円でございます。（28ページで訂正）

款の8の町債、項の1の町債、補正額31,500千円、計の224,431千円でございます。

歳入合計といたしまして、補正額71,030千円、合計689,387千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

ちょっと待ってください。課長、さっきの諸収入のところの金額が違います。合計が669でしょう。

**○振興課長（江崎文男君）続**

済みません、訂正いたします。

先ほど歳入合計のところの訂正でございます。歳入合計、補正額71,030千円……

**○議長（大川隆城君）**

ちょっと待つて。そうじゃない。諸収入のところの667千円の669千円というのが、あなたは668千円と言うたけんが。

**○振興課長（江崎文男君）続**

はい、わかりました。済みません、再度訂正させていただきます。

歳入の部の款の7. 諸収入、項の2の雑入でございます。補正額667千円、合計額といたしまして669千円でございます。訂正させていただきます。（発言する者あり）

済みません、再度訂正をさせていただきます。

款の7の諸収入でございます。補正額667千円、合計の669千円でございます。

続きまして、3ページ、歳出をお願いいたします。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、補正額1,000千円、計の167,266千円。

続きまして、款の2の事業費、項の1の事業費、補正額70,140千円、計の101,353千円。

款の3. 公債費、項の1の公債費、減額の110千円、計の420,268千円。

歳出合計でございます。補正額71,030千円、合計689,387千円でございます。

続きまして、次のページの4ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、下水道事業農業集落排水事業でございます。補正前の限度額といたしまして13,500千円を、今回補正後の限度額といたしまして45,000千円でございます。この補正につきましては、坊所地区の機能強化事業の事業費の増額に対する起債の補正でございます。

続きまして、説明のほうに移っていきます。

説明のほうの3ページをお願いいたします。

3ページの歳入でございます。

款の2の使用料及び手数料、項の1の使用料、目の使用料でございます。補正額は1,000千円でございます。現年度使用料の700千円、過年度使用料の300千円でございます。現年度使用料の増額の理由といたしましては、新築住宅の増加ということの理由になっております。

続きまして、款の3の県支出金でございます。項の1の県補助金、目の1の県補助金でございます。補正額といたしましては35,000千円、農山漁村地域整備交付金、坊所の機能強化

事業に伴う県支出金でございます。県からの内示額70,000千円に対しまして2分の1の交付金ということで、今回35,000千円計上しております。

款の5の繰入金でございます。項の1の繰入金、目の1の一般会計繰入金でございます。補正額2,863千円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページの款の7の諸収入、項の2の雑入、目の1の雑入でございます。これにつきましては、補正額667千円ということで、消費税の還付金でございます。

続きまして、款の8の町債、項の1の町債、目の1の下水道事業債でございます。今回の坊所処理区の機能強化に伴う起債額でございまして、補助残の9割を計上しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費でございます。補正額といたしましては1,000千円でございます。需用費上の消耗品費が700千円、修繕料が400千円、公課費といたしまして、先ほど申し上げました、ことしについては消費税の還付ということで今回100千円削減をしております。

続きまして、款の2の事業費、項の1の事業費、目の1の事業費でございます。補正額といたしましては70,140千円、委託料といたしまして、今回、機能強化をいたします発注設計書及び管理委託料として3,000千円、工事請負費といたしまして67,000千円、負担金、補助及び交付金といたしまして、事業量の増加に伴う特別賦課金の140千円を計上しております。

続きまして、最後のページになりますけれども、6ページでございます。

款の3の公債費、項の1の公債費でございます。これにつきましては、今年度、資本費平準化債の借りかえをいたしましたので、その借りかえに伴う償還元金と償還利子の補正でございます。

議案第58号につきましては以上でございます。よろしく審議のほどをお願いいたします。先ほどは大変時間をとらせていただきまして、どうも御迷惑かけました。

#### ○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、議案第61号、議案第62号及び議案第63号の提案理由の概要説明を求めます。

#### ○4番（碓 勝征君）

私のほうから、議案第61号、62号、63号の提案を申し上げます。

議案第61号。

---

平成24年12月 7 日

上峰町議会

議 長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

上峰町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため。

---

以上、別紙添付のとおり提出いたします。

次に、議案第62号でございます。

---

平成24年12月 7 日

上峰町議会

議 長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたため。

---

以上、別紙添付のとおり提出いたします。

次に、議案第63号。

---

平成24年12月 7 日

上峰町議会

議 長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提

出します。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため。

---

以上、別紙添付のとおり提出いたします。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時4分 散会